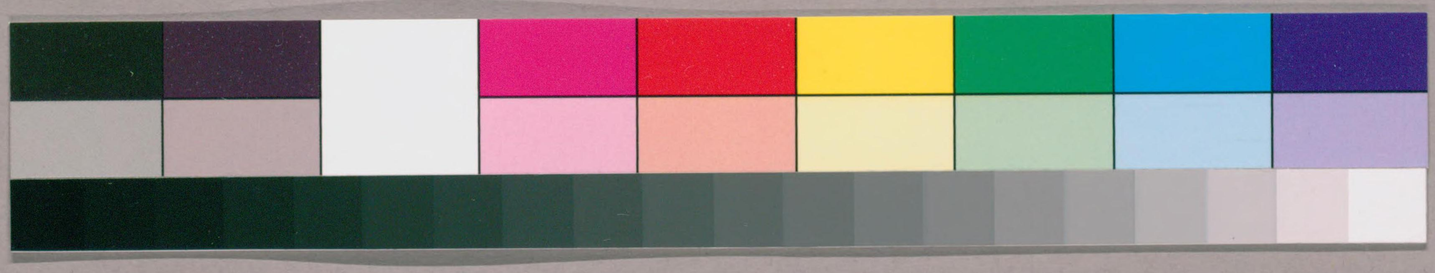

觸留

自天保十年至嘉永六年

分冊ノ一

814
47
10
194

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

36.12.22

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

触留

六ノ百九十四

第九棚

814
69
10

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

東京府圖書館

舊幕引繼書

天保十三年
同十二年
弘化元年
同四年
嘉永元年
同六年

武冊之内

↑村

直稱隆之分

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

二年の隆

天保十三年二月廿二日 吉田伝蔵寺解 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

八月十五日ニ行

別当 天台宗

斗迦宮八幡

別当 古義真言宗

[illegible]寺

同日ニ行

[illegible]寺

九月十五日ニ行

[illegible]道所

八幡別当

[illegible]流

[illegible]寺

九月十五日ニ行

[illegible]

別当

新義真言宗

[illegible]性寺

九月十五日ニ行

下谷金杉

三鳥明神

九月十五日ニ行

新義真言宗

[illegible]院

下谷坂本

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

八月十九日参拝

小野照崎明神
別当
天台宗 嶺照院

東叡山
寛永寺
護国院末
浅草新寺町

七月廿七日参拝

海禅寺

右者古代之神社之由申伝候得共、
年代等相知不申候、
尤当村之内ニ
古墳と唱候塚も有之候得共、
是又何之墳墓ニ候哉相知不申候、
村

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

有之筈に於て此度門之門に御礼使者
得其意之向之に其達也
二月

戊年ニ[illegible]日[illegible]

天保十三年二月廿九日樽[illegible]方[illegible]
中渡

組之今銀具
[illegible]
[illegible]

町人共重銀[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

齋藤

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

来る月十日神田明神ゟ
明神社ゟ湯嶋明神ゟ
通町通り神田橋御門
一同両社御祭礼ニ付
本多
出羽守
松平
伊勢守
通り
本多
伊豆守
松平
信濃守
通り
本多
中務大輔
通り
本多
伯耆守
通り
本多

中間あはれふ程に所もはものも勿論練物
しおく人形し装束なり其所定し遅
結構後に頭分相に無用にて仕方を刀帯は
後ての為無用は是刀持はものの木長刀持も
下中は所向無し是刀持もはものの所有し
急ぎて下中有は

一 獅子所し後相定はものしか一切構中るまは

なふ程通は道筋し門にて獅子所を鞘をかす
鞘人を大勢に組ふ程に加藤あるれは
ものの有し由相伴不届は十五日なふ程し
前右し仕方有しはなくこと所に為ぎ同事
し書所は一中も所に通に後ぎはなく家を
同行事出人組名を述ぎ急ぎて下中有は

一 右し通年し相獨はなりも今は神輿獅子

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

世話掛
本所深川
名主 長谷
同所徳三郎
右所谷

右ハ通中様同様ニ言ハ殆ニ出ハ遠ニ而ハ氏子所ニハ
右ハ通同様人中ニハ
右ハ通本所所ニハ中様ニハ出ハ遠ニ而ハ氏子所ニハ
九月
九月八日
南小吉年寄
名主三人

内藤[illegible]
極り[illegible]

天保十二年九月十九日

南北小口年番
名主

南北
右大将様御祈禱ニ而小網ニ取ニ而御用船南山
御成之所川筋　御尾通之場ニ相違居ニ而
拂之内続余以之至候ニ而拂余ニ而
御目障ニ而成場所ニ所ニ所ニ相違

一川命遠
御成之節ニ　御周通之場所ニ居ル
お拂ニ不及ル
右之通組合限ニ中通川命所之支配之分ニ
別而不限格中伝メ之事ニ格ニ致分之御渡ニ長ル
為後日仍如件

南方小口年番名ニ

寅九月十九日

平松[illegible]
[illegible]
[illegible]

小方同
坂所名之文命之事
[illegible]
周　[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

[illegible]月十九日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

定例際

[illegible]

一 町中西智屋ニ依ル味ニ上ヲ度書ニ及ヒ西
智屋ニ六百人ニ相極ル間世界ニ西智屋ニ天祥
名ヲ方ニ於上ヲ一切西智高賣ヲ為ス中間家ニ
勿論賣屋様小賣ヲ為ス故ニ無ク云用
ニ仕ル所ニ相尚ニ本人ニ曲事ニ中ニ自家ニ

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

五人組名主迄ニ為越候ハ
右之通享保三戌年相領ニ後六百四拾三採お定
右法定両替屋ニ於ニ商人ハ[illegible]人ハ[illegible]
[illegible]同家ハ両替屋ハ[illegible]
相当ニ中ハ若相当ハ[illegible]本人ハ
曲事十月家ハ五人組名主迄ニ為越候ハ
右之通所中[illegible]ニ相領ハ
右之通所中不[illegible]ニ相領ハ
九月廿日
[illegible]下中

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

除

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

勿論村役人ハ其近急ニ而下自条実ハ多
而親ニ而代官ニ而能ニ能ニ地所ニ而厳重ニ
下ニ中ニ候ハ
十月
右之通下ニ相候ハ
右之通御書ニ而同所中ニ庫ニ候下ニ相候ハ
十月廿四日
案ニ候ハ
候ハ
十七

三 有代ニ中者出候

隆

通用ニ候ハ去之閏年吹五ニ
候ハ此ニ一躰通用不宜ニ而相候ハ間ニ来
候吹方ニ在止通用ニ候吹五ニ勿論当吹増
をも候
候ハ条ニ音下相出候
右之通用ニ候下候知りの

十二月

右ノ通御書ヲ以テ間所中不傳ニ付
相領ス

十二月十一日

[illegible]

天保十二年 所二年 [illegible]

一 御傳[illegible]寺[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一上賢行事消息通[illegible]物之[illegible]
中[illegible]所[illegible]練[illegible]行[illegible]
[illegible]不持[illegible]中[illegible]
一神田明神[illegible]無[illegible]
中[illegible]
一右[illegible]附[illegible]因[illegible]
中[illegible]
一右[illegible]道[illegible]所中[illegible]
[illegible]所[illegible]

一本行[illegible]神田明神
[illegible]
巡行[illegible]所[illegible]
一所中[illegible]所[illegible]
一所[illegible]
[illegible]所[illegible]
一[illegible]所[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

十二月十六日

一 [illegible]

十二月

一 [illegible]

十二月二十八

一 東海道[illegible]

[illegible]

左十一ヶ条

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

讀合併

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

二月

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

之後ハ彼ニ近年ニ振合ニ而勘定之門法
無計ニ而下ニ而締ニ而ハ大家ニ而遠留
中町方無力同心ニ為相供ニ而下ニ陵ニ
右勘定ニ要如之後ニ而勘定之事ニ可
候ニ
三月

町奉行ニ

来月於東叡山
貞明院様一回ニ忌ニ而ニ御代ニ
ニ執行有之ニ候ニ
祈ニ

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

三日
四日
五日
六日
七日
八日

開闢
五百部讀經
中日
此經從頭
此速度
此中日回日

石[illegible]
三月

[illegible]

天保十二世年三月十日山[illegible]

[illegible]

町[illegible]

此[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

頼まれ通り利なる
金五拾枚持参の上可申候
右通り慥に受取申候
仍而為後日一筆如件

五年寅
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

石川四日四时
御機嫌宜しう
四月二日

一人
山田三十郎

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54

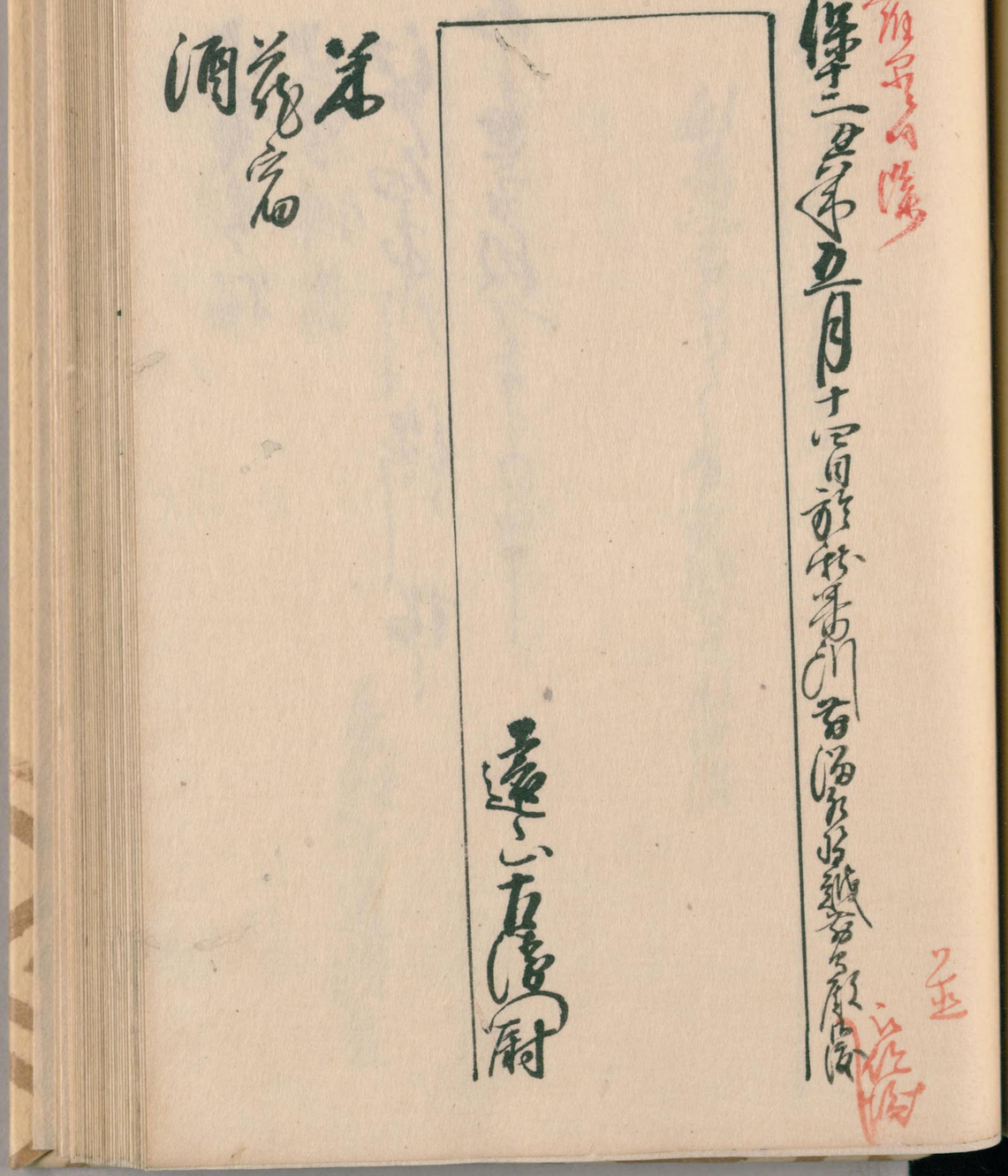

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

[illegible]

天保十二丑年七月十日[illegible]

書括

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

大町屋敷場所ニ稽古下ニ當ル法意
例ニ無之法ニ且又只今之ニ稽
此ノ所ニ領町屋敷者之ニ當ル法意
者之ニ無所地之ニ法ニ

高山隆

覚

此度可願ニ古下ニ町屋敷賃附令
之後町年行所ニ而ハ御人金之内より
若先ニ右御法ニ以ニ可法事

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

同 拾枚宛

西丸御普請御用御花前札之ゟ
上ヶ金之後ゟ枚ハ自然下ツ下る手段
可ニ申渡ハ候下銀ハ御納テ取相談
ニ候ハハ

同

長谷村大家
樽 茂左衛門

[illegible]

町奉行ゟ

御勘定所御用達
成川五郎右衛門
庫鴻清之清

銀拾五枚宛

同十枚亮

同七枚亮

同

三谷三九帝

同

川村傳右衛門
三村清右衛門

同

本庄右三帝
山上重三帝之濟
芹川六之濟
鈴木重三濟

同三枚

同

同

同

同

銅色十帝之濟
石平十三組
岸 百行事

砂利色
七人

石岡色
十三人

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

南北小田三年番
佐内町
名主 八右衛門

鎌倉町
名主 平郷 [illegible]
代 津次

右之通皆川町三ヶ目富士布店浜方布ハ八ヶ所
町役人禮留明和六ヶ禮ニ町ニ同行事名主
同行拙ク名主ニ申し御し越御ニ下ニ御ニ候

今般ニ御ニ越之意ニ乗ニ乳宮ニ町ニ見ニ
御ニ下ニ不抱一体ニ乗諸方ニも差ひ者ニ
唱ニ候ニ事ニ申し御し我之ニ張嚴ニ之
ニ古事ニ以る右ニ申し名目為ニ右ニ近ニ若もちひ
ニ之ニ下ニ捕ニ申し申ニ以る町ニ下ニ不御ニ
ニ申し候

右之通ニ御ニ候ニ是ニ為ニ日ニ仰ニ申し

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用